平成３０年（再イ）第５２号
大阪府東大阪市中石切町５丁目５番18号
再生債務者　比嘉　栄進
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月２日まで
平成30年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第３９号
和歌山市布施屋719番地３
再生債務者　西出　角栄
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月２日まで
平成30年４月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（再イ）第１５号
福島県会津若松市本町８番７号
再生債務者　酒井　　剛
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２９年（再イ）第１３４号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目１番２号
再生債務者　植杉　忠文
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１３６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―16―206
再生債務者　鈴木　大輝
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１５１号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番51号　飯田方
再生債務者　門平　陽子
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１５４号
埼玉県所沢市旭町15番５号
再生債務者　佐藤　瑞紀
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第８号
神戸市東灘区御影中町３丁目２番２―409号
再生債務者　柳原　雅人
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月25日まで
平成30年４月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成３０年（再イ）第１号
山口県防府市大字植松1140番地の１　レオパレス華108、前住所山口県防府市千日２丁目12番38号　ビブレ千日103号室
再生債務者　宗村　和佳
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月２日まで
平成30年４月４日　　山口地方裁判所

平成２９年（再イ）第１８号
広島県江田島市大柿町大原1656番地２
再生債務者　君本　和勇
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日　　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第７号
茨城県日立市高鈴町１―13―10―Ｃ202、住民票上の住所東京都板橋区蓮沼町２番３号あずまファーム103
再生債務者　内田　一貴
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年４月５日　水戸地方裁判所日立支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
相模原市南区若松１丁目19番３号
再生債務者　岡田　　稔
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月２日から平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７号
鹿児島県鹿児島市上福元町3841番地　クィーンハタナカ203号
再生債務者　八反田　良
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月７日まで
平成30年４月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１００３４号
東京都立川市錦町６―23―10―327
再生債務者　小泉　宏行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第２号
金沢市太陽が丘２丁目182番地
再生債務者　渡邊　保浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月４日　　金沢地方裁判所民事部

企業年金基金変更公告

当企業年金基金は名称を変更したので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定に基づき、次のとおり公告する。
１．新名称　三菱ＵＦＪ銀行企業年金基金
２．旧名称　三菱東京ＵＦＪ銀行企業年金基金
３．変更年月日　平成30年４月１日
平成 30 年４月 13 日
東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
三菱ＵＦＪ銀行企業年金基金
理事長　竹川　浩史

企業年金基金変更公告

西日本プラスチック工業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。
１．新事務所の所在地　大阪府大阪市中央区南船場２丁目５番23号
２．旧事務所の所在地　大阪府大阪市中央区西心斎橋２丁目２番３号
３．変更年月日　平成30年４月１日
平成 30 年４月 13 日
大阪府大阪市中央区南船場２丁目５番23号
西日本プラスチック工業企業年金基金
理事長　岩崎　能久